

監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項、第4項の規定に基づく定例監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年10月26日

尾花沢市監査委員 小林 秀也
尾花沢市監査委員 笹原 和子

記

1. 定例監査（施設等）

- (1) **監査の対象** 学習情報センター（市民図書館）・文化体育施設・中央診療所
芭蕉、清風歴史資料館・尾花沢地区公民館・福原地区公民館
宮沢地区公民館・玉野地区公民館・常盤地区公民館
- (2) **監査の期日** 令和3年10月4日（月）・10月5日（火）
- (3) **監査の範囲** 令和2年9月から令和3年8月末日現在における財務事務及び関連事務事業の
執行状況
- (4) **監査の方法** 尾花沢市監査委員条例第4条第2項の規定により通知し、資料及び関係諸帳簿
の提出を求めるとともに、施設管理状況を現場確認しながら関係職員の説明を
聴取する方法により監査を実施した。
- (5) **監査の結果** いずれも予算の執行については計数上の誤りはなく、事務事業の執行について
も概ね適正に執行されていることを認める。